

## ニセコ町地域防災計画一部修正（案）

## 1. 目次

「第 6 章 地震災害応急対策計画」の次に、「第 7 章 原子力災害対策計画」を追加し、以降章番号を繰り下げる。

## 2. 1 ページ

第 1 章第 1 節 1 中、「以下の 8 章から構成される。」を「以下の 9 章から構成される。」に改め、同表中、「第 6 章 地震災害応急対策計画」の次に、

「 <u>第 7 章 原子力災害対策計画</u>	原子力災害の防災対策に関する計画を別冊とすることを示す	」
--------------------------	-----------------------------	---

を追加し、以降章番号を繰り下げる。

## 3. 14 ページ

第 1 章第 4 節 5 の行政施設の 14 の次に、

「 <u>15</u>	<u>ニセコ町コミュニティFM放送施設</u>	<u>中央通 33 番地</u>	」、観光施設の 2 の次に、
-------------	-------------------------	------------------	----------------

「 <u>3</u>	<u>ニセコ町五色温泉インフォメーションセンター</u>	<u>ニセコ 510 番地 1</u>	」
------------	------------------------------	---------------------	---

を追加する。

## 4. 20 ページ

第 1 章第 6 節 1 の(4) 火災の次に、「(5) 原子力災害 北海道電力株式会社設置する泊原子力発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外への放出及び核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により生ずる原子力災害が想定される。」を追加し、「(5) その他の災害・事故」を「(6) その他の災害・事故」に改める。

## 5. 22 ページ

第 2 章第 1 節 1 の表中、「北海道開発局小樽開発建設部俱知安道路事務所長」を「北海道開発局小樽開発建設部俱知安開発事務所長」に改め、

「 <u>ニセコ町建設業協会</u> 会長	<u>6 号</u>
<u>羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署</u> 長	<u>6 号</u>

」を追加する。

## 6. 23 ページ

第 2 章第 2 節 1 の防災会議構成委員の表中、「小樽開発建設部俱知安道路事務所長」を「小樽開発建設部俱知安開発事務所長」に改め、・ニセコバス社長の次に、「・建設業協会会長 ・ニセコ支署長」を追加する。

## 7. 24 ページ

第 2 章第 2 節 3 の(1)の文中、「災害対策本部は、庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、ニセコ町民センターに設置する。」を「災害対策本部は、庁舎内に設置する。庁舎が被害を受け機能しない場合は、ニセコ町民センターに設置する。町外へ広域避難しなければならない場合は、受入先市町村内に設置する。」に改め、(2)の④の次に「⑤ 原子力災害 ・原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受け、今後の進展が予想されるときで、町長が必要と認めたとき。・内閣総理大臣が原子力災害緊急事態宣言を発出したとき。」を追加し、「⑤ その他」を「⑥ その他」に改める。

4 の(1)の表の 1 号配備区分の配備基準欄の②中、「総務課長」を「総務課参事」に、配備内容欄

中、「企画課」を「企画環境課」改める。

8. 25 ページ

第2章第2節4の(1)の表の2号配備区分の配備基準欄の③の次に、「【原子力災害】④原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受け、今後の進展が予想されるときで、町長が必要と認めたとき。」を追加し、「④」を「⑤」に改める。

3号配備区分の配備基準欄の②の次に、「【原子力災害】③内閣総理大臣が原子力災害緊急事態宣言を発出したとき。」を追加し、以降番号を繰り下げる。

9. 26～28 ページ

第2章第2節5の災害対策本部業務分担表を全部改める。

別紙のとおり。

(別紙 修正後の分担表 1)

班名・班長	担当課	災害業務
総務班 (総務課参事)	総務課 出納室 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議に関する事 (ニセコ町防災会議、班長会議など)</li> <li>2 本部の庶務に関する事</li> <li>3 気象等の予報 (注意報を含む)、警報並びに情報等及び災害情報を受理し、情報・広報班に連絡すること</li> <li>4 災害復旧に関する事</li> <li>5 救助法の適用に関する事</li> <li>6 災害応急対策の樹立に関する事</li> <li>7 消防署ニセコ支署との連絡町政に関する事</li> <li>8 自衛隊の派遣要請に関する事</li> <li>9 災害時の非常通信計画の作成及び実施に関する事</li> <li>10 隣接町村との連絡に関する事</li> <li>11 無線施設の応急措置及び復旧対策に関する事</li> <li>12 各班、各課に属さない事項に関する事</li> <li>13 公共施設及び公共用施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事</li> <li>14 各班との連絡調整に関する事</li> <li>15 現地本部との連絡調整に関する事</li> <li>16 災害予算及び決算に関する事</li> <li>17 応急炊き出し、応急資材及び応急復旧資材の購入経費に関する事</li> <li>18 災害対策本部の配車計画及び応急車両の確保に関する事</li> </ol>
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地の情報把握、巡回広聴活動に関する事</li> <li>2 災害写真の収集、記録に関する事</li> <li>3 労務者の雇用に関する周知・関係機関との調整</li> <li>4 災害広報及び広聴の企画実施に関する事</li> <li>5 災害通報に関する事</li> <li>6 報道機関との連絡調整に関する事</li> <li>7 緊急避難の周知に関する事</li> <li>8 災害情報等の部内情報を関係機関に周知すること</li> <li>9 通信インフラ (光ケーブル) 復旧対策に関する事</li> </ol>

(別紙 修正後の分担表 2)

班名・班長	担当課	災害業務
民生班 (保健福祉課長) (町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1 被災者の生活保護及び見舞金に関する事 2 援助物資の調達及び義援金品の受入、配分に関する事 3 被災者収容施設への受入に関する事 4 社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 5 被災地域の要援護者(災害弱者)等の援護に関する事 6 被災者相談に関する事 7 災害地の防疫等環境衛生保持に関する事 8 災害時の医薬品、その他衛生材料の提供及び確保に関する事 9 死体の埋葬に関する事 10 保健所、医師会等の災害関係機関への連絡調整に関する事 11 災害関連公害の予防指導に関する事
建設班 (建設課長)	町民生活課 建設課 上下水道課	1 土木施設、建築復旧資材の需給計画及び応急資材の輸送に関する事 2 土木機械の運行に関する事 3 労務者の雇用に関する事 4 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事 5 道路、橋梁、河川、その他土木関係の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関する事 6 災害応急資材の調達配分、備蓄計画の作成及び実施に関する事 7 住宅地の浸水対策に関する事 8 土木施設、公園施設の応急災害対策工事の施工に関する事 9 救農土木事業の計画及び実施に関する事 10 災害応急資材及び復旧対策用資材の需給計画に関する事 11 災害地の交通不能箇所に対する交通制限に関する事 12 交通関係機関との連絡調整に関する事 13 被災地の住宅対策に関する事 14 災害時の建築用資材の需給計画に関する事 15 被災地の住宅建築指導に関する事 16 住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事 17 避難所応急仮設建築に関する事 18 上水道、下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 19 被災地に対する給水計画及び応急措置に関する事 20 給水施設被害現場に対する給水輸送計画に関する事

(別紙 修正後の分担表 3)

班名・班長	担当課	災害業務
物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1 被災者、避難者の輸送に関する事 2 災害救援物資の輸送に関する事 3 捜索災害応急物資の調達計画と配布に関する事
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備 推進室 農業委員会事務局	1 農林畜産施設、農産物、林野、家畜の災害に関する被害調査 及び応急対策、復旧対策の企画調査とその実施に関する事 2 農林関係資金の融資、斡旋及び災害補償に関する事 3 被災農家の援護に関する事 4 被災農家、家畜及び被災林野の病害虫異常発生時における防 疫に関する事 5 林野の保全警防、家畜飼料の確保に関する事
教育班 (学校教育課長) (町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援セ ンター	1 学校教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関するこ と 2 被災児童生徒の救護及び応急対策に関する事 3 災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関す る事 4 被災児童生徒の医療及び防疫に関する事 5 被災児童生徒の学用品の給与に関する事 6 社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関するこ と 7 体育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 8 文化財の保全に関する事 9 災害活動に協力する団体等の連絡調整に関する事 10 給食施設の保全警防に関する事 11 被災児童生徒の給食に関する事 12 被災者及び対策本部職員の給食に関する事 13 保育施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事 14 被災園児の救護及び応急教育対策に関する事 15 災害時における園児の避難方法、誘導方法の指導に関するこ と 16 被災園児の医療及び防疫に関する事 17 被災園児の学用・保育用品の給与に関する事

10. 37 ページ

第 3 章第 2 節 1 の(2)中、「バイク・自転車により連絡を行う。」を「自動車・バイク・自転車により移動して、直接連絡を行う。」に改める。

11. 38 ページ

第 3 章第 3 節 1 の(5)の異常現象発見時の情報連絡系統図中、「総務課長」を「総務課参事」に改める。

12. 39 ページ

第 3 章第 3 節 2 の(1)の①及び 4 の(1)中、「総務課長」を「総務課参事」に改める。

13. 56 ページ

第 4 章第 7 節 2 の(1)の前に、「(1) コミュニティ FM (防災ラジオ) による伝達」、「(2) 町ホームページによる伝達」、「(3) そよかぜメールによる伝達」、「(4) ツイッターによる伝達」を追加し、以降番号を繰り下げる。

14. 64 ページ

第 5 章第 2 節 3 の(1)、(2)及び〈動員の伝達系統〉図中、「総務課長」を「総務課参事」に改める。

第 2 節 3 の(2)中、「日直等が、町長、総務課長に電話等で連絡する。総務課長はその旨を消防団及び関係各課長に電話及び無線等で連絡する。」を「日直等が、総務課参事、総務係長に電話等で連絡する。総務課参事はその旨をニセコ支署長及び関係各課長に電話及び無線等で連絡する。」に改める。

15. 66 ページ

第 5 章第 3 節 1 の(1)中、「広報車による広報」を「コミュニティ FM (防災ラジオ)、インターネット及び広報車などによる広報」に、(2)中、「次の事項を主体に広報車、」を「次の事項を主体にコミュニティ FM (防災ラジオ)、インターネット、携帯電話、広報車、」に改める。

16. 68 ページ

第 5 章第 5 章第 4 節 2 の(5)の②中、「広報車、」を「コミュニティ FM (防災ラジオ)、インターネット、携帯電話、広報車、」に改める。

17. 70 ページ

第 5 章第 5 節 2 の(3)中、「(テレビ、ラジオ、広報車等)」を「(テレビ、ラジオ、コミュニティ FM (防災ラジオ)、インターネット、携帯電話、広報車等)」に改める。

18. 76 ページ

第 5 章第 8 節 1 の(3)の①の次に、「② コミュニティ FM(防災ラジオ)の緊急放送による伝達」、「③ インターネットによる伝達 (町ホームページ、ツイッター)」、「④ 携帯電話による伝達 (そよかぜメール、エリアメールなど)」を追加し、以降番号を繰り下げる。

19. 79 ページ

第 5 章第 8 節 5 の(1)の町指定避難場所表中、「福井地域コミュニティセンター」を「福井地区コミュニティセンター」に改める。

20. 122 ページ

第 6 章第 9 節の後に、「第 7 章 原子力災害対策計画 電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出及び核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により生ずる災害の防災対策に関する計画は、ニセコ町地域防災計画別冊である「原子力防災計画編」、「原子力防災計画資料編」及び「退避等措置計画編」による。」を追加する。

21. 123 ページ

「第 7 章 事故災害対策計画」を「第 8 章 事故災害対策計画」に改める。

第 1 節 2 の(1)の④の情報伝達系統図中、「倶知安道路事務所」を「倶知安開発事務所」に改める。

22. 134 ページ

「第 8 章 復旧・復興計画」を「第 9 章 復旧・復興計画」に改める。

ニセコ町地域防災計画一部修正（案）追加

23. 22 ページ

第 2 章第 1 節 1 の(5)の次に、「(6) その他町長が必要と認める者（定数 2 人）」を追加する。